

風を通そう!



# NEWS

民主党 吉村敏男後援会ニュース  
Vol.13

平成18年度12月定例県議会は21日間の日程で開催され、34件の議案を原案通り可決し、12月21日閉会しました。

今議会は特に麻生知事3期12年間の政策評価や四選出馬の動向もあって、私が福岡県政クラブを代表し、県政運営の基本姿勢など、当面する県政の課題について知事の考え方を質しました。(2-7面参照)

ところで、昨年、北部九州のトヨタ、ニッサン、ダイハツ各社を合わせた年間自動車生産台数が遂に100万台を突破しました。本県では平成21年度(2009年)の年間150万台生産達成と約3万点といわれる自動車部品の地元調達率を、現在の50%から70%に引き上げることを目指しています。また、1月には、ダイハツエンジン工場の田主丸立地が決定しました。

私はこの2年間、これらを所管する商工生活労働委員長としてかかわってきましたが、年間150万台の目標実現は、トヨタのある筑豊地区はいうに及ばず、県内で大きな雇用を生み出すことになります。特に嘉飯山地区における、国道201号の早期拡幅完了による苅田地区への通勤時間短縮やトヨタ九州工場に直結する県道宮田線の拡幅、鯰田工業団地などの開発による自動車関連企業の誘致は、この地域に再び大きな活力を生み出すことになります。その実現のため全力で頑張ります。

2007年 早春

吉村 敏男

# 吉村敏男

福岡県議会議員  
飯塚市(旧4町)嘉麻市桂川町選挙区

よしむらとしお

選挙区は変わりません。

飯塚市(旧嘉穂郡 穂波町 筑穂町 庄内町 頬田町)  
嘉麻市(旧山田市／旧嘉穂郡 碓井町 稲築町 嘉穂町) 桂川町



## 12月議会代表質問

### 県政運営の基本姿勢について

3期12年の麻生県政は、景気低迷からの脱却と雇用確保、少子高齢化社会に対応した福祉施策の充実、地域産業の振興、深刻化する環境問題や財政危機への対応など、多くの課題への積極的な取り組みが求められました。こうした中、2006年中の自動車100万台生産拠点構想の達成やシステムLSI設計企業の集積など、具体的成果が認められる一方で、県民生活に直結する福祉施策は国の施策を踏襲する姿勢が目につきました。

また、環境施策のうち、とりわけ産廃問題については、県内各地で住民が県の対応に落胆し、不信感を募らせるなど極めて不十分な状況です。そのことを踏まえ質問しました。

**吉村質問** 12年間の麻生県政で、知事自身はその成果と課題について、どのように評価しているのか。また、今後の県政の展望は。

**知事答弁** 知事就任以来、県議会や県民の理解と協力を受け、県政運営に全力を挙げてきた。厳しい経済情勢のもと、8万人雇用創出、中小企業支援、自動車産業集積、青少年アンピシャス運動など、着実に成果を挙げつつあると考える。今後の県政は、所得と雇用拡大、やさしい福祉社会づくり、教育の信頼回復、安全安心なまちづくり、行財政改革と地方分権の推進など重要課題があると考える。

**吉村質問** 他県で起きた知事の不祥事で、多選問題が議論されている。多選の弊害は周囲にイエスマンが増え、組織の風通しが悪くなり腐敗の温床になりやすいことなどが指摘されている。知事は多選についてどう考えるのか。

**知事答弁** 一般的には、知事に権限が集中し、適正なチェック機能が働かなくなるなどの弊害が出るといわれている。この弊害は多選にかかわらず、常に自分が自覚し自戒すべきもの。常に素志に戻り職務を遂行しなければならない。最終的には選挙民が判断すると考える。

### 県政の緊急課題について

**吉村質問** 11月の福岡市長選挙で、新福岡空港建設反対の公約を掲げた新市長が誕生した。今後、国、県、市がどのように連携し対応するのか。今後、ステップ4が終了した場合、三者のうち、誰がどのようにして方針を最終決定するのか。

**知事答弁** 現空港の需給逼迫などの対応策として、近隣空港との連携、現空港の抜本的拡充、新空港建設の三つの方策について調査を実施している。最後は、空港の設置管理者である国が決定するが、地元の意見も十分反映されるよう求めていく。

**吉村質問** 本県は「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、総合的人権施策に取り組んでいる。しかし、今年9月には電子版地名総鑑が発見され、立花町では2003年12月から、町職員に対し同和地区出身を理由に極めて悪質な差別事件が発生している。人権・同和問題解決に向けどう取り組むのか。

**知事答弁** 同和問題の解決は県政の重要な課題と位置付け、関係施策の推進に努めている。立花町の問題は法務局など関係機関と対策会議を設置し、連携し解決に向けた取り組みを積極的に進めしていく。

**吉村質問** 1993年に住居侵入で逮捕され、今年3月にも覗き目的の住居侵入で逮捕され停職処分を受けた職員が、昨日、2年前の住居侵入強制わいせつ未遂事件で逮捕された。事件のたびに倫理倫理というのではなく、強い決意を持った職員倫理の確立にどう取り組むのか。

**知事答弁** 容疑が事実であれば、常習化が考えられ誠に遺憾。事実が明らかになれば厳しく対処する。倫理の確立は研修の強化や再発防止の討議など全庁を挙げて取り組んでいる。



### タウンミーティングについて

政府主催の各種タウンミーティング(以下、TM)では、過剰な人員配置やケタ外れの契約額、「やらせ」発言などが問題となっています。本県でも昨年6年に道州制をテーマにしたTMが開催された際、総務省から出向している県の行政経営企画課長が最初に発言。15人の発言者のうち9人が公務員で、他のTMと比較して顕著な偏りがあることが判明しています。そこで以下4点について質問しました。

**吉村質問** TMは一般公募の参加者と政府が、対話を通じ政策立案に生かしていくことが大原則。しかし、一連のTMで「やらせ」が発覚している。知事は「やらせ」についてどのような所見をお持ちか。

**知事答弁** 質問内容まで指定する「やらせ」質問等があつたのであれば、大変残念かつ遺憾なことと考える。

**吉村質問** 本県で開催されたTMに関し、発言者的人選や発言内容で依頼はなかったのか。

**知事答弁** TM開催にあたり、本県では政府が作成したチラシの配布などの広報協力を行ったが、発言内容の依頼はない。

※この質問の二日前の参議院総務委員会で、本県のTMでも国が県に対し、動員依頼を行っていたことが明らかになりました。

**吉村質問** このTMで、行政経営企画課長が発言の口火を切ったと聞いているが事実か。この課長以外に本県職員の発言者は何人か。仮にこれらのことが事実なら、本県で開催されたTMでも「やらせ」が行われたことになる。由々しき事態だが、知事はどう考えるか。

**知事答弁** 課長本人に聞いたが「手を挙げたら初めに指名されただけ」ということだ。また、発言の際、多くの場合は「公務員」と述べたのみであり、本県職員が何人なのか正確には把握していない。

**吉村質問** 今回のTMでの発言者の6割が公務員。発言者の発言内容に県の関与はないのか。また、公務員が突出して

いるのはなぜか。

**知事答弁** 会場の発言に県が独自に関与したことではない。公務員の発言が多いのは、道州制というテーマが自らの将来に直接関係するからではないかと推察している。

※12月13日、政府が公表した一連のTMの開催で、本県のTMでも2名の県職員に発言依頼があり、実際に発言していました。これにより、知事の答弁に①発言依頼があったこと、②発言依頼された職員が動員されたこと、③課長以外に最低2名の県職員が発言したことなどを把握していたこと——の三つの嘘があったことになります。これらについて県政クラブが直ちに虚偽答弁として厳重に抗議した結果、執行部もその事実を認め、謝罪しました。このことはテレビ・新聞でも大きく報道されました。

やらせ否定答弁を陳謝  
やらせ否定で県陳謝  
やらせ否定議会反発  
やらせ否定議会説明が不十分

左から、西日本新聞(2006.12.15)、読売新聞(2006.12.16)  
毎日新聞(2006.12.16)、西日本新聞(2006.12.16)

### 指定管理者制度について

本県では、平成17年度から指定管理者制度が導入されました。指定管理者の指定の選考過程の情報公開度が極めて不十分であることなど、制度導入以来、問題点を強く指摘してきました。今議会でも県営公園など、4施設で指定管理者を指定する議案が出されたことから、以下9点について質問しました。

**吉村質問** 指定管理者制度は、自治体が所有する施設を營利企業やNPO団体などが管理・運営することで、公共サービスの向上と財政効果を狙ったもの。サービス向上は制度実施から日が浅いが、合計39施設の指定管理者の指定による財政効果はどれほどか。

**知事答弁** 39施設全体で、昨年度と比較して約2億7,000万円の節減が図られている。

**吉村質問** これまで指定管理者の選定経過の情報公開度が低いと指摘してきたが、今回は具体的にどのように改善したのか。

**知事答弁** 昨年度は、応募団体の種類ごとの数、候補団体の選定理由および選定委員会議事録を公表した。今年度は、透明性を高めるため、応募団体名を公表したほか、評価項目および評価結果は匿名で公表した。

**吉村質問** 応募団体の評価基準として、人件費抑制に関する項目が評価の対象とされているが、これは県自らが賃金の切り下げや職員の非正規化を推奨していることによるのではと危惧する。公正労働の視点から、指定管理者制度における人件費の在り方をどう考えるのか。

**知事答弁** 評価項目に人件費抑制をあげたのは、業務の実態に応じ、常勤職員だけではなく嘱託・非常勤等を活用することで、サービスの向上と併せ、経営の効率化や収支改善につながると考えたため。

**吉村質問** 指定管理者の事業計画どおりに施設の管理・運営が行われているのか検証が必要。制度では毎年度の事業報告書提出を義務付けているが、有効な検証を行うためにどのような内容報告を求めるのか。もし事業計画と異なる管理・運営が行われた場合はどう指導するのか。

**知事答弁** 指定管理者には、定期的に管理業務の実施状況や施設の利用状況、収支状況について報告を求めている。事業計画に沿わない管理が認められる場合は、必要に応じ指導改善を行う。

**吉村質問** 2005年12月議会の情報公開条例の改正に伴い、指定管理者は2006年4月から、公の施設管理にかかる部分については情報公開の努力義務が課せられることになっているが、県の施設を管理する部分については県民に情報を公開する必要があり、情報公開の実施機関にすべきと考えるが。

**知事答弁** 指定管理者には公の施設の管理業務についてのみ情報公開の努力義務を課している。現在、それぞれの指定管理者で県に準じた情報公開の仕組みが整備されており、今後も適切な公開が行われるよう指導に努める。

**吉村質問** 2006年夏、他県の市営プールでの児童の死亡事故では、指定管理者が第三者に具体的業務を委託し、下請け企業に丸投げしていた実態が明らかになった。指定管理者が下請けを繰り返せば責任の所在が曖昧となり、大事故につながりかねない。その防止のため、日常的な業務遂行状況のチェックが必要と考えるが。

**知事答弁** 指定管理者の再委託については、県の承認事項となっており、これを変更する場合は県と協議するものとし、随時状況把握に努めている。

**吉村質問** 指定管理者が管理を行うための必要経費は、基本的には県からの委託料で賄われることになるが、委託料の算定基準はどのようにになっているのか。また、この場合、施設の利用料金はどのように取り扱われるのか。

**知事答弁** 必要経費は、指定管理者から提案された積算額を基本に実績も参考しながら定め、管理業務に必要な経費から利用料金収入の見込み額を差し引き委託料として支払うこととしている。利用料金は、条例の範囲内で指定管理者が県の承認を受けて定めている。

**吉村質問** 2006年11月の第2回選定委員会で実際の指定管理者選定が行われているが、委員会出席者は委員7名中4名で、第1回委員会から引き続き出席したのは委員長のほか1名の委員だけであり、審議も短時間で終了している。これでは選定委員会が単なる通過儀礼になっているのではと大いに疑問を感じている。このような在り方で厳正な審査が行われているといえるのか。

**知事答弁** 選定委員会では施設の設定目的や性格を踏まえ、公募等の募集方式や評価項目および評価基準等の審議をいただいた。各委員は経営や事業計画の評価に精通した方ばかりであり、熱心な審議をいただいている。

**吉村質問** 地方自治法では、議員や首長をはじめ三役、監査委員などが責任者になっている会社は、地方公共団体と請負契約を結べない。総務省は自治体が条例を制定すれば、同様の規制が可能との見解を示しているが、本県の指定管理者との契約でも条例を制定し、同様の規制をすべきだと考えるが。

**知事答弁** 指定管理者の指定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならず、厳格な手続きを必要としている。このようなことから、条例化の必要はないと考えている。

## 森林環境税について

森林環境税にかかる最終報告がまとまり、条例案が今議会で提出されました。わたしが昨年9月議会の一般質問で、森林環境税の県民への周知等について質問したこと、最終報告には「あらゆる機会を通じて県民に対する十分な周知に努められたい」などの文言も盛り込まれたことは評価したいと思います。しかし、新税導入にあたっては受益と負担の関係を明確にし、何よりも県民の理解と協力を得ることが欠かせないことから、さらに5点について質問しました。

**吉村質問** 森林環境税の導入で、現時点で存在する2万9,000ヘクタールの荒廃森林を10年間で整備したとしても、同時並行で進む森林の荒廃により10年後には2万4,000ヘクタールの荒廃森林が残ることは9月の一般質問でも指摘した。しかし、最終報告ではこの点がまったく触れられていない。これでは2万9,000ヘクタールの再生で、荒廃森林問題は解決するとの誤解を、県民に与える恐れがあるが説明は十分と考えているのか。

**知事答弁** 10年間で、2万9,000ヘクタールの荒廃森林を再生することとしているが、その間もそれ以外の地域で新たな荒廃森林が発生する可能性がある。従って、それについても、その時点での荒廃状況や林業の取り巻く諸情勢を踏まえ、再生について検討が必要であると考える。

**吉村質問** 最終報告では、新税を活用した事業効果を担保する仕組みとして、森林所有者と協定を結び、20年程度の伐採禁止を義務付けるとしている。この伐採禁止期間の20年について、その適否は。

**知事答弁** 森林が長期間安定して公益的機能を發揮するには、期間が長いほうが良いが、森林所有者の私権の制限になることから、いつまでも伐採禁止はできない。また、間伐の効果が20年程度持続することから、20年が適当であると考える。

**吉村質問** 森林環境税が導入されることで、森林は①「水源の森」に指定され林業者への助成が行われる森林、②林業者に代わり森林環境税で整備する森林、③いずれの対象にもならず林業者の自助努力に委ねられる森林——の三つに分けられるが、税導入により、手間とお金をかけずに荒廃森林が整備されることから、林業を放棄する所有者が増加するのではないか。また、現在、森林づくりのためのさまざまな普及・啓発事業が「水源の森基金」を活用して行われており、森林環境税を活用して計画している「参加型の森林づくり」と多く重複する部分との整合性はいかに図るのか。

**知事答弁** 今考えている森林整備事業は、長期にわたり林業が放棄され、すでに荒廃した森林のみを対象としており、その場合も20年間の伐採禁止協定を結び、所有者の権利を制限している。また、それ以外の森林所有者が税の対象

になろうとすれば、荒廃森林にするのに20年、それに20年の伐採禁止期間、計40年ぐらいは何も処分できない状態になり、手入れをやめて税の対象に乗り移るという所有者はほとんどないと考える。また、「水源の森基金」は、県民が参加するいろいろなイベント形式の森林体験などが中心である。「参加型の森林づくり」では、森林環境教育や荒廃森林整備について、広く県民の提案を求め、優れた提案に対し支援を行うなど、踏み込んだものとしていきたい。



**吉村質問** 今回の課税方式は県民税均等割上乗せ方式として、納税義務者個人からは約500円、法人からは5%相当額の合計年額約13億円の税収を見込んでいる。森林環境税を導入している他県でも同様の方式を採用しているところが多いが、本県の森林規模は、他県に比べ小さく(各都道府県の森林面積の平均は約60%、本県は約45%)、税の規模は大きい。税額を定めた根拠は。

**知事答弁** 他県に比べ税収は多い方だが、他県では、地域を限定したり荒廃森林の一部を整備するのに対し、本県では2万9,000ヘクタールすべてを当面10年間で整備することとしている。これには約130億円程度の費用が必要で、年間にすると13億円となり、納税者数等を勘案し負担を決めている。

**吉村質問** 最終報告では、県民アンケートやパブリックコメントの結果から「県民の理解が得られた」としているが、アンケートはグリーンパークや植物園など森林に対する理解が得られやすい場所で実施され、パブリックコメントも16日間で196人の意見が寄せられたに過ぎない。これで新税導入の県民理解が得られたと判断できるのか。

**知事答弁** これまで、シンポジウム開催やPRビデオの配布、テレビや新聞、県広報紙等で広く周知を図ってきた。さらにパブリックコメントやアンケート調査をさまざまな場所で行った結果、圧倒的多数の方から賛同いただいている。

## 労働福祉事務所の機能強化について

本県では県内4カ所の労働福祉事務所で、労働相談や個別労使紛争に関するあっせん、労働セミナーなどの普及啓発事業を行っています。2003年度以降、年間6000件を超える労働相談が寄せられ、個別紛争については昨年度66件を受け付け、うち44件について労働福祉事務所のあっせんで解決に至っています。このように労働福祉事務所は、中小企業における労働環境の整備や労使紛争の未然防止などの点で欠かせない存在となっています。しかし、労働福祉事務所が行う事業に対する国からの補助金である「中小企業福祉事業費」が雇用保険特別会計から支出されていることを理由に、国が今年度限りでこれらの事業を廃止する方針を出していることで、中小企業関係者などからは事業が継続されるのか心配する声が寄せられています。そこで以下の点について質問しました。

**吉村質問** 国の「中小企業福祉事業費」廃止の動向をどのように把握しているのか。また、このような国の対応をどう評価し、「中小企業福祉事業費」を活用したこれらの事業を継続するためにどう対応するのか。

**知事答弁** この補助金は今年度末で廃止され、来年度以降は大幅に減額された経過措置が講じられる見通し。一方で個別労使紛争は増加しており、労働福祉事務所での労働相談や情報提供などは、労働者福祉の増進を図る上で重要な事業である。今後もこうした取り組みが継続できるようとする。



## 海岸線の侵食対策について

津波や高潮などの海岸災害からの防護を目的に、1956年に制定された海岸法が1999年、40年ぶりに改正されました。改正法ではこれまでの「災害からの海岸の防護」という目的のほかに、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられ、法の改正に伴い2000年には海岸保全基本方針が策定されています。そこで4点について質問しました。

**吉村質問** 近年、海岸の浸食が急速に進行し、国は「1978年から1992年までの15年間で約2,400ヘクタールの面積の海岸が失われ、現在も年間約160ヘクタールの海岸が失われている」と報告している。本県は玄界灘、豊前海、有明海の三つの海に囲まれているが、3海域ごとの侵食の現状はどうなっているのか。また、対策が必要な箇所はどの程度あるのか。

**知事答弁** 三海域のうち、有明海・豊前・後沿岸では、高潮対策事業によって堤防の整備を行ってきたこともあり、顕著な海岸侵食は認められない。一方、国定公園でもある玄界灘沿岸は冬季風浪等により40海岸のうち9海岸で侵食傾向にある。

**吉村質問** 砂浜は防災上の機能に加え、「白砂青松」に代表されるように海岸景観や海水浄化の重要な役割を果たしている。その整備にあたっては、景観を損なわず構造物によらない対策が必要だが、砂浜の保全と回復について基本的な考え方。

**知事答弁** 県下には、新松原海岸や江口海岸などの美しい砂浜が残されており、すでに鐘崎海岸では景観に配慮した砂浜復元のための事業を実施した。今後も、対策の必要な海岸は調査し、結果に基づき砂浜の保全と回復に努める。

※この結果、平成19年度、20年度の2カ年に4,000万円を

かけて、新松原海岸を中心とする調査が実施されることになりました。



**吉村質問** 海岸法の改正により各沿岸に「海岸保全基本計画」の策定が義務付けられたが、その策定状況と基本計画に基づく環境整備の状況は。

**知事答弁** 本県では、平成14年から17年にかけて玄界灘など各沿岸に「海岸保全基本計画」を策定した。それに基づき、鐘崎海岸など4海岸で環境に配慮した整備事業を進めている。

**吉村質問** 今、「海辺と人々のつながり」を現在の暮らしの中に位置付ける「里浜づくり」と呼ばれる取り組みが全国で広がっている。本県の海岸行政でも親水性や景観、豊かな環境を海辺の重要な特徴と捉え、防災機能との両立を目的とした整備が重要だと思うが、具体的にどのようなことに取り組んでいるのか。

**知事答弁** 里浜づくりは、地域と連携して自然環境と調和を図り、住民が海辺に親しむことで、海辺を大切にする気持ちを養おうとする新たな試み。本県では芦屋海岸を対象に、地域の人々と連携しながら里浜づくりに取り組んでいく。

**吉村質問** 現在、三輪中には教頭を新たに一人配置しているが、当該学年(2年生)の生徒への対応が急務と考える。教師の加配など今後の人事の考えを。

**教育長答弁** 事件後、緊急支援として生徒指導対応の教員等を加配したほか、教頭を複数配置とするなど、必要な職員体制の整備を図っている。

**吉村質問** 今の教育現場は、教師と子どもが放課後に寄り添うにも寄り添えない現状がある。職員会議や研修、祭典や教材研究など、これらの現状を変えない限り、その時間を作り出すのは至難の技となっている。子どもと授業以外で向き合う時間の確保をどのように実現していくのか。

**教育長答弁** いじめ問題の解決には、教員が授業中や放課後に子どもの実態を的確に把握する力量とそのための時間の確保が必要。学校全体で業務を精選し、効率的な学校運営を行うよう指導を徹底するとともに、県としても事務の効率化を図るために研究や調査事務等の見直しに努めている。今後は、国が実施している教員の勤務実態調査の結果を踏

まえ、教員が子どもの指導に専念できる環境づくりのための具体的方策を検討していく。



**吉村質問** 教育委員長にお尋ねする。

全国的にいじめや未履修問題が発生したこと、教育委員会制度の不十分さが議論されているが、本県でも教育行政の最高議決機関である教育委員会の姿や生の声が県民には見えず、形骸化・形式化し機能していないと指摘する声がある。学校教育の現状を大いに心配し、危惧する多くの県民の方々に、現状認識と今後の在り方について、自らの言葉で説明し語りかけるべきでは。

**教育委員長答弁** 「いじめ問題」や「未履修問題」は誠に残念であり、自らの責任を痛感している。教育委員会として教育長にこれらの事件の一因も早い原因究明と総合的な再発防止策の検討を指示したところだ。今後も教育委員が現場教職員の声を聞く機会を増やすなど、教育委員会の機能強化を図っていきたい。

## 再質問

### タウンミーティングについて

**吉村質問** 参議院総務委員会で、6月に福岡市で開催されたタウンミーティングの際、内閣府から依頼を受けた総務省が「本県と福岡市に対して動員要請をした」と答弁している。先ほどの知事の答弁では、「国が作成したチラシ配布などの広報協力だけ」と言っているが、国からの動員要請はあったのか、なかったのか。

**知事答弁** チラシ配りなどの一般的な広報活動をしっかりやったということであり、動員はしていない。

### 森林環境税について

**吉村質問** 知事はわたしの「森林を放棄する所有者が増加するのではないか」という懸念に対し、「荒廃森林にするのに20年、それに20年の伐採禁止期間、計40年ぐらいは何も処分できない状態になり、手入れをやめて税での整備対象に乗り移るという所有者はほとんどないと考える」と答弁したが、問題のポイントは、たとえ40年後でも森林を放置して何もせずに手入れされた後の木材の代価が手に入る点である。材価の低迷や高齢化による後継者の減少など、今の林業を取り巻く状況を考えれば、やはり何もせずに税による整備を期待する人の連鎖が起こるのではないかと考えるが、何らかの対策が必要ではないのか。また、知事は荒廃森林の整備と同時並行で新たに荒廃した森林が発生することを認め、10年後にその対応策を考えたいとの考えを示された。その時点では十分に協議されることを要望する。

**知事答弁** 指摘の点については、確かに懸念がある。しかし、①この10年で整備の対象とする荒廃森林は明確にしており、現時点では新たに整備を放棄しても対象にならない、②対象になっても20年間の伐採制限を設けている、③10年後に対象としてもらうことを前提に、15年や20年手入れを中止すれば市場価値のないものになる——ことからすればそういう行動を誘発することはないと考える。

**吉村質問** そのような動員要請があったから「発言者の6割を公務員が占めた」と考えれば合点がいく。であるだけに、総務省から出向している行政経営企画課長が発言の口火を切ったことが、あまりに出来過ぎていて「やらせではないか」と疑念を持っている。知事は「たまたま手を挙げたら指名され発言した」と答弁しているが、知事ご自身、総務省の要請や県職員である課長が発言したことについて、どのような感想をお持ちなのか。

**知事答弁** 公務員が多かったのはこの問題の関心の高さだと思う。課長の発言については先ほど申し上げた通りだ。

## 教育問題について

昨年10月11日、筑前町の三輪中学校2年生が自ら命を絶ち短い生涯を終えました。本県では、平成7年から3年連続、いじめによる自殺事件が発生し、そのたびに教育関係者が一丸・一体となり取り組んできています。しかし、県教育長が「今、子どもたちの命を守るために」の緊急アピール記者会見をした11月17日にも、桂川町・宗像市で相次いで中学生が自殺しました。生徒の「死」をもっての教訓が生かされてこなかったことは残念というほかありません。そこで、連続する児童生徒の自殺問題について、「自ら命を絶つことを考えている児童生徒はどの学校にもいる」との認識を示した教育長に以下の5点を質問しました。また、最後に全国的に機能不全が指摘されている教育委員会の委員長にも質問しました。

**吉村質問** 平成7年度以降続いた自殺事件後の教育委員会のいじめ対策・自殺防止策を示してくださいとともに、なぜ今回も自殺が発生したのか、なぜその対策が有効でなかったのか。また、三輪中の生徒自殺以降、全国で自殺事件が広がっているがその原因について考えを。

**教育長答弁** 県では平成7年度以降、生徒指導担当教員の増員やスクールカウンセラーの配置など、豊な心や望ましい人間関係の育成に積極的に努めてきたが、一部の学校や市町村に危機意識の希薄化や取り組みの不十分さが見られる。また、自殺が生じている原因は、学校教育や家庭教育の在り方、報道等のさまざまな要因が考えられるが、今後も充実していく必要があると考える。

**吉村質問** 今回の三輪中の事件は、いじめを防止する側の教師がいじめる側に立っていたという点で問題は深刻。教育長は事件をどのように受け止めているのか。また、今後そのような教師の職務の倫理観確立をどう行うのか。

はいえ、十分に森林業者の実態と行動を見、ご指摘のような事態が発生するのであれば、防止策を考えていかねばならない。

**吉村質問** 森林環境税の導入について、圧倒的多数から賛同を得ていると答弁されたが、アンケート調査を見ると、1問目に県民全体の協力で荒廃森林を再生することの必要性を問い合わせ、2問目にそのための施策を選択させ、3問目で税導入の是非を問うことなく、いきなり税の負担額について聞いており、何となく世論誘導の感がある。本当に世論の実態を反映したものと考えていいのかどうか、知事の考えを再度お聞きしたい。

**知事答弁** どこまでこのことをやれば県民の理解を得たかという判断は難しい点だが、少なくともパブリックに意見を聞き、アンケート調査も行った。そういう意味で、この問題の必要性に対する県民の理解は進んでいると考える。

**要望** 指定管理者制度の選定委員会の在り方について要望する。「専門性を有した委員の熱心な審議で選定にあたった」との答弁だが、わずか2回の審議で、しかも2回とも参加したのは委員長を含めた2名という状況。これでは、明らかに選定委員会が形骸化・形式化し、選定の正当性が疑われる声が出ても仕方ない。委員全員の参加する義務や選定委員会の開催の充実を要望する。

## 硫酸ピッチ、撤去開始

### 稲築地区(岩崎)の 硫酸ピッチ、撤去開始

私が昨年9月議会の一般質問で取り上げた、稲築地区(岩崎)で硫酸ピッチを含む産業廃棄物が大量に不法放置されていた問題で、約束どおり2006年11月7日から、約3,400万円の予算で県の代執行による撤去が始まりました。

撤去された硫酸ピッチはセメント原料として処理されますが、受け入れ能力との関係から、処理は今年3月末までとなっています。

### 県議会活動報告会に850人が参加



昨年11月28日、850人を超える支持者の皆さんにお集まりいただき、第8回県議会活動報告会を開催しました。

当日は当面する県政の重要課題、それに対する県の方針や私の考え方などを中心にその思いを報告しました。今後も環境・福祉・教育・財政など、県政の多様な課題について、もっともっと勉強し、生活者の視点に立った政策の実現のため活動を強化し、その行動内容のすべてを情報発信したいと考えています。

### バンコク都議会と友好提携調印



△バンコク都議会タワッチャヤイ議長と堅い握手

2006年2月の福岡県とバンコク都との友好提携調印に続き、福岡県議会とバンコク都議会は、平等互恵の原則に基づき、経済・環境・文化・教育・観光・青少年育成など、幅広い分野における交流を通じて、両地域のさらなる発展と連携を深めるため、2007年1月16日、バンコクで友好提携協定の調印を行いました。

私は福岡県議会調印団の副団長として、この記念すべき調印式に参加しました。



アピラック都知事から△  
祝福を受ける

### 寒風を突いて消防合同出初式

1月14日、恒例の消防合同出初式が穂波総合グラウンドで開催されました。当日は約1,500名の団員や消防車の威風堂々の行進の後、式典が行われました。消防団員の皆さん、晴天とはいえ寒風の中、本当に疲れさまでした。今年も住民の安心安全の拠り所として、よろしくお願いします。

